

内部情報管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当会社に係る業務等に関する重要事実について当会社が適正な管理を行うことを目的とする。

(役職員等の定義)

第2条 この規程において「役職員等」とは、以下のものを指す。

- (1) 当会社の取締役及び監査役（但し、非常勤の取締役及び監査役は含まない。）
- (2) 当会社の専務執行役員、常務執行役員、執行役員
- (3) 当会社の顧問（但し、非常勤の顧問は含まない。）
- (4) 当会社の従業員（当会社と雇用又は委任に関する契約のある者であって正社員、準社員、臨時社員、パート社員その他名称の如何にかかわらず当会社の従業員に相当する者として認められる者）
- (5) 当会社と指揮命令に関する契約を締結している派遣社員
- (6) 当会社への出向者
- (7) 当会社から出向している者
- (8) 前号までに該当する者であって退任又は退職後 1 年以内の者

(重要事実の定義)

第3条 この規程において「当会社に係る業務等に関する重要事実」（以下「重要事実」という。）とは、別途定める運用細則（以下「運用細則」という。）に掲げる事実をいう。

2 金融商品取引法その他関係法令等の変更に伴い、運用細則に掲げる重要事実も変更されるものとする。

(重要事実の公表の定義)

第4条 この規程において重要事実の「公表」とは、次に掲げるいずれかのときをいう。

- (1) 重要事実が金融商品取引法施行令第 30 条に掲げられた二社以上の報道機関に公開され、その後 12 時間を経過したとき。
- (2) 金融商品取引法第 25 条の規定により、重要事実が記載された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書等のいずれかが、公衆の縦覧に供されたとき。
- (3) 金融商品取引所の規則の定めるところにより、重要事実が当該金融商品取引所に

- 通知され、電磁的方法によって公衆の縦覧に供されたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規程において重要事実のうち公開買付け等事実に係る「公表」とは、次に掲げるいずれかのときをいう。
- (1) 公開買付者等（公開買付け等をする者をいう。以下同じ。）によって、二社以上の報道機関に公開され、その後 12 時間を経過したとき。
 - (2) 公開買付開始公告、又は公開買付撤回公告若しくはその公表がなされたこと。
 - (3) 金融商品取引法第 27 条の 14 の規定により、公開買付届出書又は公開買付撤回届出書のいずれかが、公衆の縦覧に供されたとき。
 - (4) 金融商品取引所の規則の定めるところにより、公開買付者等（上場会社等である場合に限る。）によって、公開買付け等事実が当該金融商品取引所に通知され、電磁的方法によって公衆の縦覧に供されたとき。
 - (5) 金融商品取引所の規則の定めるところにより、公開買付者等（上場会社等である場合を除く。）からの要請に基づき、公開買付け等事実の対象となっている上場会社等又は公開買付者等の親会社によって、公開買付け等事実が当該金融商品取引所に通知され、電磁的方法によって公衆の縦覧に供されたとき。

(法令等の遵守)

第5条 役職員等は、金融商品取引法その他関係法令及びこの規程その他当会社の規程等の定めを遵守し、重要事実の適切な管理に努めなければならない。

第 2 章 重要事実の管理

(情報管理責任者の設置)

- 第6条 当会社は、重要事実の管理を行うため、内部情報管理責任者及び内部情報管理担当者を設置する。
- 2 内部情報管理責任者は経営企画部長とし、内部情報管理担当者は各部署（支店を含む。以下同じ。）の長及び各案件の案件責任者とする。

(内部情報管理責任者の職務)

第7条 内部情報管理責任者は、次の業務に従事する。

- (1) 重要事実の統括的管理
- (2) 重要事実への該当・非該当性の検討
- (3) 重要事実の公表の要否、時期及び方法等の検討
- (4) 役職員等に対する研修の実施、指導及び助言
- (5) 公表等により重要事実に該当しなくなった情報に関する役職員等への連絡

(内部情報管理担当者の職務)

第8条 内部情報管理担当者は、内部情報管理責任者の指示のもと、必要に応じて他の内部情報管理担当者と協力し、次の業務に従事する。

- (1) 担当部署、担当案件又は担当子会社における重要事実の管理
- (2) 担当部署、担当案件又は担当子会社において発生した事実についての内部情報管理責任者への報告
- (3) 担当部署、担当案件又は担当子会社の役職員等に対する研修の実施、指導及び助言
- (4) 内部情報管理責任者からの指示・連絡事項等の担当部署、担当案件又は担当子会社の役職員等への伝達
- (5) 第1条の目的を達するために内部情報管理責任者から指示を受けた事項

(重要事実の報告等)

第9条 役職員等は、未公表の重要事実又は重要事実に該当する可能性のある情報を知ったときは、直ちにその内容を内部情報管理担当者に報告しなければならない。但し、内部情報管理担当者と連絡が取れない場合には、内部情報管理責任者に直接報告を行うものとする。

- 2 内部情報管理担当者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその内容を代表取締役及び内部情報管理責任者に連絡するものとする。なお、内部情報管理担当者自らが未公表の重要事実又は重要事実に該当する可能性のある情報を知ったときも同様とする。
- 3 内部情報管理責任者は、第1項但書きの報告を受けたときは、直ちにその内容を代表取締役へ報告するものとする。なお、内部情報管理責任者自らが未公表の重要事実又は重要事実に該当する可能性のある情報を知ったときも同様とする。
- 4 前二項に定める報告を受けた場合、代表取締役は、当該報告にかかる情報が重要事実に該当するか否かを決定するとともに、内部情報管理責任者をして、前項の報告にかかる情報の管理に関して必要な対応を行わせるものとする。
- 5 前項に基づき重要事実に該当すると決定された情報がある場合に、かかる情報の公表等により重要事実としての管理が不要となったときは、代表取締役は、内部情報管理責任者に指示し、内部情報管理責任者をして、関係する役職員等にその旨連絡させるものとする。

(重要事実の伝達及び漏洩等の禁止)

第10条 役職員等は、当会社の未公表の重要事実又は重要事実に該当する可能性のある情報及び取引先等の未公表の重要事実又は重要事実に該当する可能性のある情報を社内外を問わず他に伝達又は漏洩してはならない。但し、前条に定める報告その他職務上必要な場合はこの限りでない。また、役職員等は、当該重要事実に係る株券等（イン

サイダー取引防止規程第2条に定義される上場会社等の特定有価証券等及び公開買付け等に係る株券等をいう。以下同じ。) の取引をすることを他に勧めてはならない。

(重要事実の公表)

第11条 当会社の重要事実は、金融商品取引法その他関係法令、金融商品取引所の定める適時開示規則及びこの規程の定めを遵守し、できる限り早期に公表するものとする。

- 2 代表取締役は、前項の公表について、その要否、時期及び方法等を決定し、内部情報管理責任者に必要な指示を行うものとする。

第3章 その他

(株券等の売買等の禁止)

第12条 株券等の売買等その他これに類する行為の禁止に関する事項については、インサイダー取引防止規程の定めに従うものとする。

(処分)

第13条 役職員等が、関係法令若しくはこれに関する通達又はこの規程その他これに関する規程等に違反した場合は、役職員等のうち就業規則の適用を受ける者については就業規則第35条から第37条の規定を適用し、その他の役職員等の者に対しては適切な処分を行うものとする。

附則

(施行)

- 1 この規程は、2018年9月28日より施行する。
- 2 この規程は、2020年10月15日より改正施行する。